

### (ウ) 第三次救急医療施設の整備

重傷及び複数の診療科領域にわたる全ての重篤救急患者の救命医療を担当する救命救急センターの整備を図るとともに、広範囲熱傷、指肢切断、急性中毒等の特殊疾病患者に対応する高度救命救急センターの整備を図る。

#### イ 救急医療情報システムの整備

救急医療施設の応需情報を常時、的確に把握し、医療施設、消防本部等へ必要な情報の提供を行うとともに、災害時には医療機関の稼働状況、医師・看護師等スタッフの状況等災害医療に係る総合的な情報収集を行う救急医療情報センターの整備を図る。

#### ウ 救急医療設備の整備

交通事故の被害者救済の充実強化を図るため、全国の公的医療機関等の救急医療機器の整備に関し、自動車損害賠償保障事業特別会計から5億2,000万円の補助金を交付する。

### (2) 救急医療担当医師・看護師等の養成等

#### ア 救急医学に関する教育の充実及び研究の推進

大学における救急医学に関する教育の充実及び研究の促進のため、平成14年度は4国立大学医学部に救急医学講座等を設置する。

#### イ 救急医療担当医師・看護師等の研修等

医師の卒業前の教育・臨床教育において救急医療に関する教育研修の充実努めるとともに、救命救急センター等で救急医療を担当している医師に対しても、呼吸・循環管理等の研修を拡充し、救急医療従事者の確保とその資質の向上を図る。

看護師及び救急救命士については、医療機関等において研修を実施すること等によりその資質の向上を図る。また、救急救命士養成所の専任教員の確保を図るための講習会を実施する。

### (3) ドクターヘリ事業の推進

交通事故等で負傷した患者の救命率の向上や後遺症を軽減させるため、早期治療の開始と迅速な搬送を行うドクターヘリ（医師が同乗する救急専用ヘリコプター）の配備を推進する。

## 3 救急関係機関の協力関係の確保等

救急業務の円滑な実施や救急隊員への教育訓練体制の整備等を図り、消防機関と、医療機関、救急医療関係者等との連携を更に強化するため、関係機関の恒常的な協議の場である協議会の設置を更に推進する。この協議会において救急救命士等の救急隊員の活動に必要な医師の指示・指導・助言体制の確立や臨床実習等の支援体制の確保を推進する。

## 第7節 損害賠償の適正化と被害者対策の推進

### 1 自動車損害賠償保障制度の充実等

交通事故被害者保護の充実を図るため、次の施策を重点的に推進する。

#### (1) 自動車損害賠償責任保険（共済）の充実

自賠責保険については、政府再保険制度が廃止されることにより、今後は国の支払審査が死亡等重要事案に限られることになるが、被害者保護の充実が図られるよう、新制度における保険会社等の情報提供措置の着実な実施、支払基準に基づいた適正な保険金支払いの実施及び公正中立な紛争処理機関による紛争処理業務の円滑な実施が図られるよう、引き続き保険会社等を指導する。

#### (2) 政府の自動車損害賠償保障事業の充実

自賠責保険による救済を受けられないひき逃げや無保険車による事故の被害者救済制度である保障事業についても、自賠責保険と同様、被害者保護の充実を図る。

#### (3) 無保険（無共済）車両対策の徹底

原動機付自転車等に係る自賠責保険（共済）の普及の促進を図り、無保険（共済）車対策の充実を図る。

#### (4) 任意の自動車保険（自動車共済）の充実等

自賠責保険（共済）と共に重要な役割を果たしている任意の自動車保険及び自動車共済は、自由競争の下、補償範囲や金額、サービスの内容も多

様化してきており、交通事故被害者の救済に大きな役割を果たしているが、被害者救済等の充実に資するよう、制度の改善及びその普及率の向上について引き続き指導を行う。

## 2 損害賠償の請求についての援助等

### (1) 地方公共団体の設置する交通事故相談所の活動の強化

交通事故被害者救済対策の一環として、地方公共団体が設置する交通事故相談所の強化を図るため、都道府県及び政令指定都市に対して、交通事故相談所の活動に必要な経費の一部として、平成14年度は総額2億7,165万円の交付を行う。

また、相談内容の複雑・多様化に対処するため、交通事故相談事例・判例等の事例研究会の開催及び情報誌の作成・配布を内容とした交通事故相談員育成事業及び初任相談員中央研修会を実施し、交通事故相談員の資質の向上を図る。

また、市（区）町村相談窓口に対する都道府県交通事故相談所の指導の充実、研修の実施などにより、地域における交通事故相談活動の充実を図る。

### (2) 損害賠償請求の援助活動等の強化

#### ア 警察における交通相談の積極化

警察においては、交通事故被害者に対する適正かつ迅速な救済の一助とするため、救済制度の教示や交通相談活動の積極的な推進を図る。

#### イ 法務省における人権相談活動の強化

法務局、地方法務局及びその支局並びに人権擁護委員は、人権擁護活動の一環として、交通事故に関する相談についても従来から積極的に取り組んできたが、なお一層、地域住民の利便に資するため、人権相談の充実強化を図る。

#### ウ (財)法律扶助協会による民事法律扶助事業の推進

交通事故の被害者を含め民事紛争の当事者が資力に乏しい場合であっても、民事裁判等において自己の権利を実現することができるよう、法律相談を実施したり、訴訟代理費用（弁護士費用）の

立替えを行う民事法律扶助事業を推進するとともに、同事業について一層の周知を図るための広報に努める。

#### エ (財)日弁連交通事故相談センターによる交通事故相談活動の強化

(財)日弁連交通事故相談センターにおいて行っている交通事故の損害賠償等に関する弁護士による無料の法律相談及び示談あっせん事業をさらに利用しやすくするため、相談所の増設等の業務の拡充に努める。

#### オ (財)交通事故紛争処理センターによる交通事故相談活動の強化

交通事故に関する紛争の適正な処理を図るため、(財)交通事故紛争処理センターが行っている嘱託弁護士による無料法律相談及び和解のあっせん並びに審査会による裁定等の業務の強化に努める。

#### カ 改正自賠法に基づく紛争処理機関による紛争処理

改正自賠法に基づき、自賠責保険の保険金の支払いに関する紛争を解決するため、(財)自賠責保険・共済紛争処理機構が公正中立で専門的な知見を有する紛争処理機関として平成14年4月より業務を開始したところであり、通常の裁判による救済に比べてより迅速な紛争の解決が図られるよう、指導を行う。

## 3 交通事故被害者対策の充実強化

### (1) 自動車事故被害者等に対する援助措置の充実

#### ア 改正自賠法の自動車事故対策計画に基づく交通事故被害者救済対策等

改正自賠法による自動車事故対策計画に基づき、被害者保護の増進及び自動車事故の発生の防止が安定的に行われるよう、補助等を行っていく。

#### イ 自動車事故対策センター

自動車事故対策センターは、交通事故被害者の救済を図るため、次に掲げる業務を拡充して行う。

### (ア) 介護料の支給

自動車事故により重度の後遺障害を負い、常時又は随時介護を要する被害者に介護料の支給を行う。さらに、在宅介護者の支援を強化するため、短期入院費用の一部助成を行う。

### (イ) 重度後遺障害者療護施設の運営等

自動車事故による重度後遺障害者に対し、専門的な治療及び養護を行う療護センター（千葉、東北、岡山、中部の4箇所）の運営を行うとともに、千葉療護センターの介護病床の整備を行う。

### ウ 交通遺児等に対する援助

交通遺児の生活基盤を確立し、その健やかな育成を図るため、(財)交通遺児育成基金において、交通遺児から拠出された資金を長期にわたり安定的に運用して、その育成資金を定期的に給付する交通遺児育成基金事業を行う。

## (2) 交通事故被害者等の心情に配慮した対策の推進

### ア 交通事故被害者等に対する情報提供の実施

ひき逃げ事件、交通死亡事故等の被害者・遺族に対して、事故の概要、捜査状況等についての被害者連絡を適時、適切に実施するとともに、「交通事故被害者の手引」の配布や各種相談活動によって、被害者等にとって必要な情報の提供に努める。

また、交通死亡事故等を起こした加害者に対する行政処分結果等について被害者等からの問い合わせがあった場合には、適切に教示するなど、被害者にも配慮した行政処分制度の運用に努める。

検察庁においては、事件処理結果等を通知する被害者等通知制度や、被害者支援員における被害者等からの各種相談等の対応を充実させるとともに、不起訴記録を被害者等に開示するに当たって弾力的な運用を図るなどの施策を実施し、これらを通じて被害者等の保護に努める。

### イ 交通事故被害者等を講師とする講習の推進

交通事故の被害者や遺族を停止処分者講習の講師とすることについて、積極的な推進を図る。

### ウ 交通事故被害者の手記等の作成

交通事故の被害者や遺族から寄せられた手記をとりまとめ、手記集やビデオを作成し、交通安全推進団体並びに学校教育関係者、病院、公共交通機関等に配付し、また、処分者講習や違反者講習等において活用するなど交通事故の悲惨さを遺族等の声を通じて紹介する。

## 第8節 科学技術の振興等

### 1 道路交通安全に関する研究開発の推進

#### (1) 内閣府本府の調査研究

##### ア 科学的分析に基づいた交通安全普及啓発活動等の確立のためのパイロット事業

都道府県で行われている交通安全普及啓発活動等をより効果的に実施するため、①交通事故の地方特性の科学的分析、②交通安全普及啓発活動等の効果分析、③分析結果に基づく交通安全普及啓発活動等の検討を内容とするパイロット事業を岩手県、茨城県及び大分県で実施する。

##### イ 高校生を中心とした若者に対する交通安全普及啓発活動の在り方に関する調査研究

高校における交通安全教育の状況と、高校在学中・卒業後の交通事故発生状況の相関関係を調査分析すること等により、高校生を中心とした若者に対する交通安全普及啓発活動の今後の在り方について検討する。

##### ウ 交通需要円滑化対策に関する調査研究

時差通勤通学対策とともに交通需要円滑化の観点から、現在、各方面で実施・検討されている対策について、その取組状況等を把握し、その効果について分析するとともに、時差通勤通学対策の実施に際しての基礎資料とする。

#### (2) 警察庁の研究

##### ア 高度道路交通システム（ITS）に関する研究開発の推進

##### (ア) カーナビゲーションの装置の利用実態に関する研究

一般運転者を対象として、カーナビゲーション